第17回中国犯罪防止及び刑事司法研修 「法制度の啓発教育」

1. 日程及び参加者

- 平成23年11月15日(火)~11月30日(水)
- 中華人民共和国司法部,全国人民代表大会常務委員会,最高人民法院,最高人民検察院,公安部から計13名

2. 研修概要

法と司法制度は、国家や法律専門家だけでなく、国民の一人一人に深く理解され、 支えられるものでなければならない。法制度の啓発教育は、国民が自らの権利と責任 を自覚し、法と司法の役割を十分に認識し、紛争を法に従って解決する心構えを身に つける上で重要な意味を持っている。

本研修では、日本における法制度の啓発教育の取組の実情や様々な工夫について最新の知見を提供するとともに、現在の中国の実情に見合った改善策を探求する機会を提供することを目的とする。

主要な具体的検討項目は以下のとおりである。

- (1) 法制度の啓発教育についての基本的考え方,実施主体,目的,内容及び方法について
- (2) 法制度の啓発教育において社会資源をより良く活用していくための方策について

3. 客員専門家等

本研修の一環として, アジ研教官による講義のほか, 以下の外部講師による講義を行った(敬称略)。

【外部講師】

○ 渡邊 幸治 公益財団法人日本国際交流センター シニアフェロー (元駐ロシア 大使)

「日中関係の現在と今後」

○ 布施 京子 法務省大臣官房司法法制部 部付 「法教育について」

ほか



研修参加者の入所



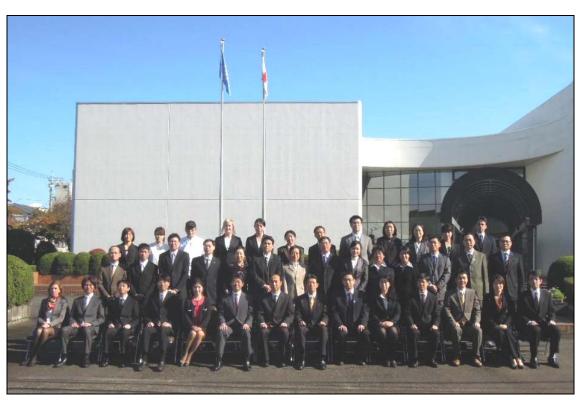
国際会議場



最高裁判所訪問



研修修了式



研修参加者集合写真